

大阪大学一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の策定について

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき、「大阪大学一般事業主行動計画」を定め、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に取り組んでいくものです。

一般事業主行動計画策定年月日

平成17年3月22日

一般事業主行動計画策定の計画期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日(5年間)

一般事業主行動計画

目的① 休暇請求事由の拡大を行い、1日又は1時間単位で取得を可能とする。
(入退院の付添い以外に出産時や入院中の付添い等も認める。)

〈対策〉・平成17年4月 検討開始
・平成17年5月 制度の導入

目的② 男性職員の育児参加のための休暇を新設する。
(産前産後期間中に5日以内。1日又は1時間単位で取得を可能とする。)

〈対策〉・平成17年4月 検討開始
・平成17年5月 制度の導入

目的③ 介護休暇が請求しやすくするため、請求期限の緩和を行う。

〈対策〉・平成17年4月 検討開始
・平成17年5月 制度の導入

目的④ 男性も育児休業が取得しやすいように促進のための周知を行う。

〈対策〉・平成19年3月 検討開始
・平成20年3月 手引きの作成・周知

目的⑤ 育児・介護を行う職員が、フルタイムで働きながら家庭責任を果たすことを支援するため、早出遅出の始業・終業時刻の勤務ができる制度を導入する。

〈対策〉・平成17年4月 検討開始
・平成17年9月 制度の導入

目的⑥ すでに導入している子の看護のための休暇を取得しやすくするため、取得方法の弾力化を行う。(1日又は1時間単位で取得を可能とする。)

〈対策〉・平成17年4月 検討開始
・平成17年6月 制度の導入